

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	83 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 <a href="https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/jitsumu20210526.pdf">https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/jitsumu20210526.pdf</a>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	<p>独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校における学校評価に関する要綱に則り、外部学校関係者の意見を反映し、学校活動全般について改革を行うとともに、教育の質の向上を図り、もって学校における設置目的を達成する。</p> <p>1. 学校関係者による評価</p> <p>1) 評価内容</p> <p>学校関係者による評価内容は以下によるものとする。</p> <p>(1) 教員の自己評価をふまえた重点取り組み目標に対する評価。</p> <p>(2) 学校運営評価の項目に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育理念・教育目的</li> <li>・ 教育目標</li> <li>・ 教育課程経営</li> <li>・ 教授・学習・評価過程</li> <li>・ 経営・管理過程</li> <li>・ 入学</li> <li>・ 卒業・就業・進学に関する指導</li> <li>・ 地域社会/国際交流</li> <li>・ 教職員の育成</li> <li>・ その他(学校長が必要と認める事項)</li> </ul> <p>2) 評価の実施時期</p> <p>学校運営評価の実施は、毎年度末に行う。議題等討議すべき事項については委員に予め通知する。</p> <p>3) 評価者</p> <p>次に掲げる項区分から学校長が指名する2名の委員により構成する。</p> <p>(1) 関東地区事務所職員（関連業界等関係者）</p> <p>(2) 附属病院職員（関連業界等関係者）</p> <p>(3) 当校卒業生（教育に知見を有する者）</p> <p>(4) 元当校教員</p> <p>(5) その他校長が必要と認める者</p> <p>※委員は学校長が委嘱する。</p> <p><b>【意見の活用方法】</b></p> <p>評価結果は学校教育の質保証・向上に関する一層の取組みに活かしていく。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
看護教員 JR 東京総合 病院高等看護学園 教頭	2021年4月1日～ 2022年3月31日	外部看護学校関係者
JCHO 東京新宿メディカル センター附属看護専門学 校教務主任	2021年4月1日～ 2022年3月31日	元当校専任教員
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 授業計画作成過程</p> <p>①自己点検・自己評価の結果や学生の授業評価を受け、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準について見直し教員会議を経て作成する。</p> <p>②授業計画立案時、科目名、単位数、時間数 科目のねらい、科目到達目標、学習内容、授業方法、成績評価方法、基準について検討する。</p> <p>2. 作成時期</p> <p>年度末に次年度の授業計画を作成する。</p> <p>3. 授業計画公表方法 ホームページに毎年 4 月 1 日までに公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページに掲載</p> <p><a href="https://yamate.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/syllabus_2021_.pdf">https://yamate.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/syllabus_2021_.pdf</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>1. 学則「第 6 章単位の認定等」第 22 条に、学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。第 23 条に、単位修得の認定について、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行うことを規定している。また、学則細則第 17 条において、試験等の成績評価は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格としている。ただし、技術評価、レポート、研究論文については評価基準(ルーブリック)を設け、公正かつ適正な評価が行えるようにしている。</p> <p>2. 試験等の成績評価は、学則細則第 17 条において、A(80 点以上)、B(70~79 点)、C(60~69 点)、D(60 点未満)とし、C 以上を合格と規定している。ただし、臨地実習については実習評価基準に基づき、実習内容、実習態度、実習記録、出席状況等により、5 段階評価・3 段階評価、または合否により評価する。</p> <p>3. 単位認定には、講義及び演習授業時間数の 3 分の 2 以上の出席時間を必要とする。臨地実習については設定された実習時間数の 5 分の 4 以上の出席時間を必要とする。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により出席できなかった場合はこの限りではない。</p> <p>4. 学則の第 9 条に規定された授業科目の単位数(別表)を、修業年限以上の在学期間に修得した者に対し、運営会議の議を経て卒業の資格が与えられる。</p> <p>5. 成績の公表については、個人成績は年 2 回、保護者及び本人への通知を実施している。クラス成績については、成績の平均点を学生に公表している。</p>	

<p>6. 授業科目の評価及び単位修得の認定に関しては、以下の規程を定めている。</p> <p><b>【授業科目の評価及び単位修得の認定に関する規程】</b></p> <p>1) 講義及び演習の試験（以下「試験」という）は、筆記試験、レポート試験、口述試験、実技試験等の方法で行う。</p> <p>2) 試験の出題及び採点は、原則として授業を担当した講師及び教員が行う。</p> <p>3) 試験は科目ごとに実施する。ただし、同一科目を複数の講師が担当している場合は、担当講師ごとに試験を実施することができる。</p> <p>4) 試験時間は一科目（15～30時間）50分とする。</p> <p>5) 同一科目を複数の講師が担当している場合の試験時間と配当点数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義時間が15時間以上の場合 試験時間 50分</li> <li>・講義時間が15時間未満の場合 試験時間 30分</li> <li>・担当者の配点 = <math>\frac{\text{各担当の授業時間}}{1 \text{ 単位の時間数}} \times 100 \text{ 点}</math></li> </ul> <p>6) 同一科目を複数の講師が担当している場合は、担当講師の点数を合算して科目の評価とする。評価点が60点未満の場合、再試験の対象となり、科目担当講師全員の試験を受ける。試験等の成績評価は、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(60点未満)とし、C以上を合格とする。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 成績分布の表し方は、履修科目の成績評価を点数化して全科目の合計点の平均を算出している。</p> <p>2. 客観的な指標の算出方法</p> <p>1) (個人の総合点 ÷ 科目数) = 個人の平均点…①</p> <p>2) ①で算出した平均点を指標の数値とし、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(60点未満)に分類し、成績の分布状況を把握している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載</p> <p><a href="https://yamate.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/07/seisekihyouka.pdf">https://yamate.jcho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2019/07/seisekihyouka.pdf</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1. 卒業の認定については、学則及び学則細則に卒業及び、履修認定等に係る事項を定めており、運営会議を経て行われている。</p> <p>学校運営会議は学校の最高決定機関であり、本校の円滑かつ適正な運営と教育内容充実向上を図る。</p> <p>学校運営会議は学校長、副学校長、看護部長、事務部長、教務主任、専任教員、校医をもって構成する。ただし、学校長が必要と認めた場合はその他の者も出席できる。</p> <p>〈参考〉</p> <p><b>【学則】</b></p> <p>第7章 卒業等</p> <p>(卒業)</p> <p>第24条 学校長は、修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。</p>	

2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。

3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第25条 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第26条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

#### 【学則細則】

(履修認定)

第26条 履修の認定は、単位取得者に対し、学校運営会議の議を経て行う。

2 再試験の結果、単位不合格の科目があるときは、未履修単位を優先して次年度に履修すること。

3 再履修は次年度1回限りとする。

4 未履修科目が1～2科目の者に関しては、日常の出欠席、学習態度を考慮した上で学習継続、進路変更も含めて審議する。

(卒業の資格)

第27条 学則第9条に規定された科目の定められた単位を、3年間以上の在学期間に修得した者に対し、卒業の資格が与えられる。

(卒業の認定)

第28条 卒業の認定は学校運営会議の議を経て行う。

#### 【ディプロマポリシー】

1. 看護の対象である人間を総合的に理解できる。
2. 対象の健康上の課題に対応するため、科学的思考に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
3. 保健・医療・福祉におけるチームの一員として、チームメンバーとの良好な関係が持てる。
4. 地域で暮らす人々の健康と生活を支える役割と 看護を果たす基礎的能力を養う。
5. 専門職業人としての自覚と責任感をもち、常に自己研鑽する態度を身につける。
6. 人間愛を基盤とした調和のとれた幅広い人間性を身につける。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

ホームページに掲載

[https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/graduate\\_20210526.pdf](https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/05/graduate_20210526.pdf)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校
設置者名	独立行政法人地域医療機能推進機構

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに掲載 <a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
収支計算書 又は損益計算書	<a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
財産目録	—
事業報告書	<a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>
監事による 監査報告 (書)	<a href="https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/">https://www.jcho.go.jp/%e8%b2%a1%e5%8b%99%e8%ab%b8%e8%a1%a8/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3015 単位時間／100 単 位	1800 単位時間	180 単位時間	1035 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3015 単位時間／100 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90人		81人	0人	8人	1人	9人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>(概要)</p> <p>1. 基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野の学習のねらいと位置付け教育課程は、看護の基本概念である〈人間、健康、環境、看護、教育〉をもとに、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の5分野で構成されている。</p> <p>《基礎分野》：専門基礎分野、専門分野の基礎となる科目であり、看護の対象である人間と人間をとりまく環境に対して、さまざまな領域の学問の学習を通して、ものの見方、考え方を学び、コミュニケーション能力を高め専門職業人として生涯にわたり幅広い人間形成をはかる基礎とする。</p> <p>《専門基礎分野》：専門分野である看護学の学習に必要な知識や考え方の基礎になる科目である。主に医学的側面と社会的側面から人間のライフサイクルと健康について系統立てて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を養い、看護援助の理論根拠とする。</p> <p>《専門分野》：基礎分野、専門基礎分野で学習した、「人間と人間をとりまく環境、</p>

人間のライフサイクルと健康」に対する知識を総合的に理解・活用し、対象に応じた看護を実践できる基礎能力を修得する。

・専門分野Ⅰ

基礎看護学は、看護における最初の専門分野であり、各看護学及び在宅看護論の基盤及び発展していく導入部である。看護の豊かさや奥深さをイメージでき、各看護学への学習の動機付けとなることを目指す。さらに、看護の実践能力の基礎となるような内容とする。

基礎看護目的・対象論では専門職としての看護とは何か、看護が果たす役割とは何かを理解する。さらに、臨床等で出会う看護の対象を生活者として多面的にとらえ、看護を実践するための基礎的知識とする。また、看護実践をする上で欠かせない生命や職業に対する倫理観を育む内容とする。

基礎的看護技術は、共通基本技術、日常生活を整える看護技術と診療に伴う看護技術、および看護過程の展開の技術で構成される。各看護学すべての基盤となるような内容とする。さらに、臨床看護総論は今日の臨床の現状をふまえ、各臨床領域の看護学を学ぶために、共通の基本的な看護について学び、各看護学に発展・拡大することをねらいとした科目である。看護研究の基礎は、よりよい看護を提供するために、専門職として研究することの意義を理解し、今までの知識、技術をもとに研究し、看護の発展に寄与する必要性を理解する。また、看護の実践を科学的に研究し、改善していくための学習となる科目である。

・専門分野Ⅱ

成長発達段階を軸として小児看護学、成人看護学、老年看護学を、ライフステージを通したまとまりとして母性看護学、精神看護学を設定している。専門分野における各看護学の内容構成の基本的な考え方は、各看護学における看護の対象および目的の理解、予防、健康の回復、保持増進および疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とした。臨地実習ではチームの一員としての役割を理解し、保健医療福祉との連携・協働を通して看護を実践できる能力を養う。

《統合分野》：基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱで学習した内容の知識や技術を統合し、在宅や臨床現場の状況に即した看護が提供できる能力を養う科目とし、専門科目のうえに位置付けた。

統合分野は、「在宅看護論」と「看護の統合と実践」で構成される。「在宅看護論」は医療を取り巻く環境の変化により、医療サービスの提供のあり方が在宅に大きくシフトしていることをふまえ、対象者が在宅でその人らしく生活し、最後を全うできるような看護を学ぶ内容とした。また、他職種と協働する中で看護の役割を理解することをねらいとした。「災害看護」や「医療安全」は、社会における看護の役割やチーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する。「看護の統合と実践」では、看護をマネジメントできる基礎的能力を養う科目とした。

《臨地実習》：基礎看護学実習を各看護学の基盤として位置付け、各看護学の実習は、基礎看護学で学んだ知識・技術を活用しながら、各看護学に特徴的な看護の内容を学ぶものとして位置付けた。各領域の保健医療福祉に関連した実習施設で学ぶ。統合分野における臨床総合実習は、各看護学での実習をふまえ、臨床に即した看護実践や看護チームの一員としての役割の理解、看護管理の基礎を学ぶ実習とした。

シラバスに、年間の授業計画、講義進行予定、授業方法、内容、到達目標、評価方法について明示している。年開始時に講義進行予定表を提示している。

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>1. 学則「第6章 単位の認定等」の第22条、第23条に成績評価の基準・方法について以下を示している。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>第22条 学校長は、別表に定める授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、当該科目の修了を認定し所定の単位を与える。</p> <p>(授業科目の評価及び単位修得の認定)</p> <p>第23条 単位修得の認定は、講義・実習等の出席状況及び当該科目の評価により行う。</p> <p>2 出席時間数が授業時間の必要時間数に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したことのある者については、この限りではない。</p> <p>3 授業科目の評価は、A、B、C及びDとし、C以上を合格とする。</p> <p>4 前項の認定の方法について必要な事項は、学校長が別に定める。</p> <p>2. 試験等の成績評価は、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(60点未満)とし、C以上を合格とする。ただし、臨地実習についてはこの限りではない。</p> <p>3. 技術評価、レポート、研究論文については評価基準(ルーブリック)を設け、公正かつ適正な評価が行えるようにしている。</p> <p>4. 学則細則(合格基準等)に定めている。</p> <p>〈参考〉</p> <p>【学則細則】</p> <p>第17条 試験等は原則として100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。点数に小数点以下がある場合は、小数点以下を切り捨てとする。</p> <p>2 成績の原簿記入は、素点を記入する。</p> <p>3 試験成績の評価は、A(80点以上)B(70～79点)C(60～69点)D(60点未満)の4段階評定とする。</p> <p>4 外部への証明書等の交付には、評定値のみの標記を原則とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>1. 卒業・進級の認定基準は、学則及び学則細則に卒業、単位修得の認定及び履修認定を定めており、運営会議を経て行われている。</p> <p>学校運営会議は学校の最高決定機関であり、本校の円滑かつ適正な運営と教育内容充実向上を図る。</p> <p>学校運営会議は学校長、副学校長、看護部長、事務部長、教務主任事務長、専任教員、校医をもって構成する。ただし、学校長が必要と認めた場合はその他の者も出席できる。</p> <p>〈参考〉</p> <p>【学則】</p> <p>第7章 卒業等</p> <p>(卒業)</p> <p>第24条 学校長は、修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、その全ての授業科目の単位を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <p>2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業することができない。</p> <p>3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>(称号の授与)</p> <p>第25条 学校長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、専門士(医療</p>

<p>専門課程)の称号を授与する。  (資格の取得)  第26条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。  【学則細則】  (履修認定)  第26条 履修の認定は、単位取得者に対し、学校運営会議の議を経て行う。  2 再試験の結果、単位不合格の科目があるときは、未履修単位を優先して次年度に履修すること。  3 再履修は次年度1回限りとする。  4 未履修科目が1～2科目の者に関しては、日常の出欠席、学習態度を考慮した上で学習継続、進路変更も含めて審議する。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)自己学習ができる環境として、図書室の充実、情報科学室の開放をしている。特別に学習支援が必要な学生には、個別で支援をしている。必要時は学生カウンセラーとの連携を行って支援している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
26人 (100%)	0人 (0%)	26人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 病院 ・独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター ・独立行政法人地域医療推進機構系列病院 ・社団医療法人病院 等			
(就職指導内容) 学生の個性や専門性の希望に合わせて、就職先が選択できるように主として個別相談で支援している。論文支援や面接支援を実施している。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 必要単位習得卒業認定後、看護師国家試験、助産師、保健師養成所の受験資格。専門士(医療専門課程)の称号の取得			
(備考)(任意記載事項) 就職者26人のうち1人は看護師国家試験不合格であったため、看護補助者として就職している。			

中途退学の現状		
2020年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
92人	7人	7.6%
(中途退学の主な理由) 履修単位の未修得。精神的なストレスのため。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別学習支援。保護者や学生カウンセラーとの連携を行い、心身とも健やかに学習が継続できるように支援する。		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	400,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンターの奨学金制度がある				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/04/2020_jikohyouka_01.pdf">https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/04/2020_jikohyouka_01.pdf</a>
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 実施方法・体制 独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター附属看護専門学校における学校評価に関する要綱に則る。独立行政法人地域医療機能推進機構看護学校の自己評価表を用いた自己評価の結果をふまえ、学校関係者に対して重点取り組み項目を中心に説明し、評価を受ける。 評価内容は下記の通り。 1) 評価内容 学校運営評価の評価内容は、以下によるものとする。 (1) 教育理念・教育目的 (2) 教育目標 (3) 教育課程経営 (4) 教授・学習・評価過程 (5) 経営・管理過程 (6) 入学 (7) 卒業・就業・進学に関する指導 (8) 地域社会/国際交流 (9) 教職員の育成 (10) その他(学校長が必要と認める事項) 2) 評価者 次に掲げる項区分から学校長が指名する2名の委員により構成する。 (1) 関東地区事務所職員 (関連業界等関係者) (2) 附属病院職員 (関連業界等関係者) (3) 当校卒業生 (教育に知見を有する者) (4) 元当校教員 (5) その他校長が必要と認める者 ※委員は学校長が委嘱する。 【評価結果活用方法】 評価結果は、委員長である学校長を責任者として、学校教育の質保証・向上に関する一層の取組みに活かしていく。検討時期は学校関係者評価を受けて、3月の運営会議にて次年度の重点目標の設定、課題改善策を明確にし、新年度から取組みに活かしていく。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
J R 高等看護学園 教頭	2020年1月1日～ 2021年3月31日	外部看護学校関係者
独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院附属看護専門学校 (令和2年3月閉校)前教務主任	2020年4月1日～ 2021年3月31日	関連業界等関係者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 <a href="https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/04/2020_gakkoukankeisyahyouka_01v2.pdf">https://yamate.icho.go.jp/kango/wp-content/uploads/sites/3/2021/04/2020_gakkoukankeisyahyouka_01v2.pdf</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://yamate.icho.go.jp/kango/">https://yamate.icho.go.jp/kango/</a>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------